

## ⑪ 公開特許公報 (A) 昭61-281358

⑤Int.Cl.<sup>4</sup>  
G 06 F 15/20識別記号 庁内整理番号  
A-7010-5B

④公開 昭和61年(1986)12月11日

審査請求 未請求 発明の数 1 (全4頁)

④発明の名称 ワードプロセッサの機能説明表示方式

②特 願 昭60-102080  
②出 願 昭60(1985)5月14日

⑦發明者 長沢 喜美男	守口市京阪本通2丁目18番地	三洋電機株式会社内
⑦發明者 古和田 孝之	守口市京阪本通2丁目18番地	三洋電機株式会社内
⑦發明者 亀田 勇	守口市京阪本通2丁目18番地	三洋電機株式会社内
⑦發明者 花原 成実	鳥取市南吉方3丁目201番地	鳥取三洋電機株式会社内
①出願人 三洋電機株式会社	守口市京阪本通2丁目18番地	
①出願人 鳥取三洋電機株式会社	鳥取市南吉方3丁目201番地	
④代理人 弁理士 西野 卓嗣	外1名	

## 明細書

## 1. 発明の名称

ワードプロセッサの機能説明表示方式

## 2. 特許請求の範囲

(1) 文字・記号キー、削除、挿入等の編集処理を指示する機能キー及び操作説明キーを有する入力手段、該入力手段からの入力に基づいて文書もしくは操作ガイドを表示する表示手段を有するワードプロセッサにおいて、

上記操作説明キーと上記機能キーとが連続して入力されると該機能キーにより特定される編集処理機能を説明する説明文を上記表示手段に表示することを特徴とするワードプロセッサの機能説明表示方式。

## 3. 発明の詳細な説明

## (1) 産業上の利用分野

本発明はワードプロセッサの操作説明方式に関する。

## (2) 従来の技術

現在のワードプロセッサでは入力手段に文字

・記号等を入力するための文字・記号キー及び挿入処理、削除処理、メモリ処理等の各種処理動作を指示する機能キーを有し、上記機能キーが入力されると表示手段に次になすべき操作の説明を表示するようになっている(特公昭59-13771号公報)。

## (1) 発明が解決しようとする問題点

然るに、上記機能キーには夫々そのキーの名稱(種別)は表示可能であるものの具体的な処理内容までは表示不能であり、従って機能キーの処理内容の確認は取扱説明書等を一々見なければならなかつた。

## (2) 問題点を解決するための手段

本発明は斯る点に鑑みてなされたもので、その特徴は文字・記号キー、削除、挿入等の編集処理を指示する機能キー及び操作説明キーを有する入力手段、該入力手段からの入力に基づいて文書等を表示する表示手段を有するワードプロセッサにおいて、

上記操作説明キーと上記機能キーとが連続して

入力されると該機能キーにより特定される編集処理機能を説明する説明文を上記表示手段に表示することにある。

#### 操作用

従って、操作説明キーと機能キーとを連続して入力するだけでその機能キーにより処理できる内容を確認可能である。

#### 実施例

第1図は本発明の実施例の構成を示すブロック図である。

図中、(1)は例えばマイクロコンピュータ等からなる制御部であり、該制御部は内蔵のROM(リードオンリーメモリ)に予め格納された制御プログラムに基づいて以下で説明する各部の制御を司る。尚、斯る制御部(1)と各部とはバス(2)により接続される。

(3)は例えばキーボードからなる入力手段であり、該入力手段は文字・記号等を入力するための文字・記号キー群、挿入処理、削除処理、センタリング処理等の各処理を指示するための機能キー群。

手段(6)における表示位置、即ち文書記憶部(4)内の格納位置を示す。

まず、S1ステップでは入力手段(3)からのキー入力を待ち、キー入力がなされるとS2ステップにおいて斯る入力されたキーが操作説明キー、機能キーもしくは文字・記号キーのいずれかであるかが判定される。

斯る判定において、操作説明キーであるとS3、S4、S5ステップが順次処理されS1ステップに戻る。

S3、S4ステップでは入力手段(3)からの機能キー入力を待ち、機能キーのいずれかが入力された時点で処理はS5ステップに進む。

S5ステップでは、S3ステップにおいて入力された機能キーに対応する処理内容の説明文を表示手段(6)のメッセージ領域(7)に所定時間表示する。

例えばS3ステップにおいてセンタリング処理を指示する機能キーが入力されたとすると第5図に示す如く、表示手段(6)のメッセージ領域(7)上に「カーソル位置にある文字を行の中央に移動する

操作説明キー及び実行キー等を有している。

(4)は例えばフロッピディスク等からなる文書記憶部であり、該記憶部には上記入力手段(3)より入力された文字・記号等からなる文書が格納されている。

(5)は例えば半導体ROMからなるメッセージ格納部であり、該格納部には操作説明及び機能説明のための説明文が格納されている。

(6)は例えばCRT等からなる表示手段であり、該表示手段には上記文書記憶部(4)に格納された文書もしくはメッセージ格納部(5)に格納された説明文が表示される。

第2図及び第3図は本実施例装置の動作を説明するためフローチャートであり、以下斯るフローチャートに基づいて本実施例装置の動作を説明する。

今、文書記憶部(4)は第4図に示す如く表示手段(6)上で表示される文書が格納されているものとする。尚、第4図中□はカーソルマークであり、入力手段(3)より次に入力される文字・記号等の表示

」という機能説明文を表示する。また、S3ステップにおいて挿入処理、削除処理を指示する機能キーが入力されたとすると、夫々メッセージ領域(7)には例えば「カーソル位置に文字を挿入する」もしくは「指定された領域の文章を取り除く」という機能説明分を表示する。

尚、このような説明分は予めメッセージ格納部(5)に上記各機能キーと対応づけて格納されている。

S5ステップが終了すると処理はS1ステップに戻る。

また、S2ステップにおいて機能キーが入力されたと判定されると処理はS6ステップに進む。S6ステップではS1ステップにおいて入力された機能キーに対応した処理が行なわれる。このような具体的な処理としてはセンタリング処理、挿入処理、削除処理等通常のワードプロセッサにおいて実行可能な処理がある。

第3図に本実施例装置で実行される処理の一例として削除処理のフローチャートを示す。

通常の削除処理は例えば三洋電機株式会社製の

ワードプロセッサ SWP-3400 のように、文書中の削除すべき領域を入力手段からユーザにより指定させると共にその後実行キーが入力されたことを検出して上記指定領域の文書を削除するものである。

従って、まず S 601 ステップにおいて入力手段(3)からのキー入力を待ち、キー入力があると、S 602、S 603 ステップにおいて削除すべき領域の指定がなされたか。もしくは操作説明キーが入力されたかを判定し、操作説明キーが入力されると処理は S 604 ステップに進む。

斯る S 604 ステップでは第 6 図(a)に示す如く表示手段(6)のメッセージ領域(7)に「削除すべき領域を指定して下さい」という操作説明文を所定時間表示し、処理は S 601 ステップに戻る。

また、上記判定において領域指定がなされたと判定されると処理は S 605 ステップ以下の処理を実行する。

即ち、まず S 605 ステップにおいて再び入力手段(3)からのキー入力を待ち、キー入力がなされ

いて文字記号キーが入力されたと判定されると処理は S 7 ステップに進む。

S 7 ステップでは入力された文字・記号キーに対応する文字もしくは記号を表示手段(6)上のカーソルマークの表示位置と対応する文書記憶部(4)の領域に格納すると共にカーソルマークの表示位置に斯る文字もしくは記号を表示する。その後処理は S 1 ステップに戻る。

尚、本実施例では表示手段(6)として CRT のように大表示画面のものを用いたが、表示手段として別個にメッセージ領域を作ることが不可能な例えは 1 行 × 10 文字の表示領域しか有さない小表示画面のものを用いても良い。このとき、S 5、S 604、S 608 ステップの説明文の表示はそれまで表示されていた文書に換えて斯る説明文を表示し、所定時間経過後再び元の文書を表示するよう構成すれば良い。

#### (H) 発明の効果

本発明によれば、操作説明キーと所望の機能キーとを連続して入力することにより、上記機能

ると S 606、S 607 ステップにおいて入力されたキーが操作説明キーであるか、実行キーであるかが判定され、斯る判定で操作説明キーであると判定されたときには処理は S 608 ステップに進み、また実行キーであると判定されたときには処理は S 609 ステップに進む。

今、S 601 ステップにおいて第 6 図(b)に示す如く下線が付された部分が削除すべき領域として指定されたものとすると、S 608 ステップでは第 6 図(b)に示す如く、「実行キーを入力して下さい」という操作説明文をメッセージ領域(7)に所定時間表示し、その後処理は S 605 ステップに戻る。

また、S 609 ステップでは第 6 図(b)において下線が付された領域を第 6 図(d)に示す如く削除し、その後処理は S 1 ステップ戻る。

尚、上記 S 604 及び S 608 ステップにおいて表示される説明文は予めメッセージ格納部(5)に上記各ステップと対応して格納されている。

再び、S 2 ステップに戻って S 1 ステップにお

キーの処理内容を容易に確認できる。

#### 4. 図面の簡単な説明

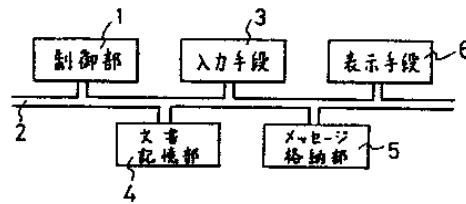
図は本発明の実施例を示し、第 1 図は全体構成を示すブロック図、第 2 図及び第 3 図は動作を説明するためのフローチャート、第 4 図乃至第 6 図は表示手段における表示状態を示す模式図である。

(3) - 入力手段、(6) - 表示手段

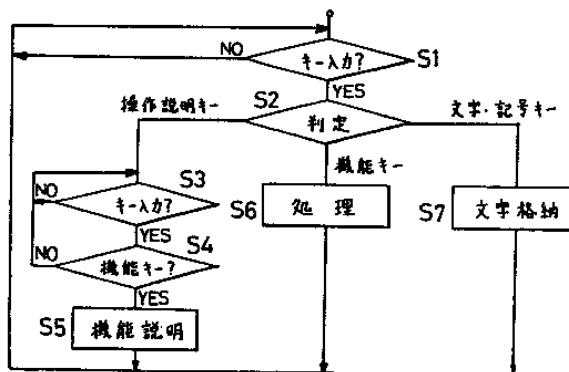
出願人 三洋電機株式会社 外 1 名

代理人 弁理士 佐野 静夫

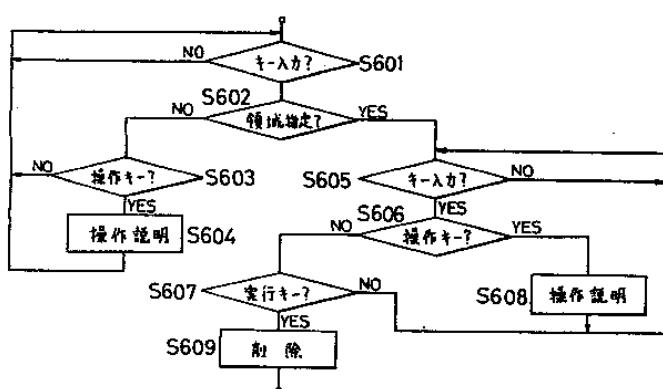
第1図



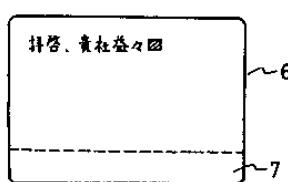
第2図



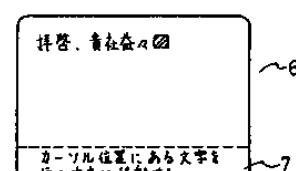
第3図



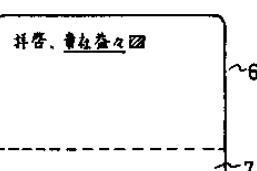
第4図



第5図

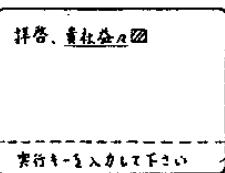


第6図

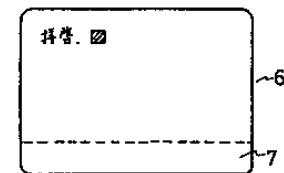


(a)

(b)



(c)



(d)